

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		豊島区福祉有償運送運営協議会（平成26年度第1回）
事務局（担当課）		保健福祉部 中央保健福祉センター管理係
開催日時		平成26年11月18日（火）午後2時00分～4時00分
開催場所		区役所本庁舎4階 第1委員会室
議 題		1 開会 2 傍聴及び会議録について 3 議事 (1) 豊島区における実施状況 (2) 「運送しようとする旅客の範囲」に係る変更届について (3) 自家用有償旅客運送に係る事務・権限移譲の動きについて (3) その他 4 閉会
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	山田稔(会長)、常松洋介(副会長)、秋山哲男、小菅達也(代理) 濱田興紀、尾上通子、渡辺博、京谷宣明、日渡典子(代理) 森真理子、直江太
	そ の 他	社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会、社会福祉法人地球郷、 NPO法人クローバー
	事 務 局	中央保健福祉センター管理係長 中央保健福祉センター主任主事、主事

審 議 経 過

No. 1

1 開会

・人事異動等により、大竹委員、森委員、直江委員を新たに委嘱する。

2 傍聴、会議録について

・傍聴なし。

・今回の会議録の取り扱いについて、会議録要旨を各委員に送付後、各委員からの意見により修正し、会長の了承をもって会議録の承認とみなし、公開手続きを取ることにする。

・平成25年度第1回会議録についてはすでに山田会長の確認済なので会議終了後公開手続きをとる。

3 議事

(1) 豊島区における実施状況

事務局：資料第2号について説明

会 長：福祉有償運送の対象者はじわじわ増えていることが確認できる。平成25年、26年と人口が増えているが、高齢者の比率は変わっていない。

委 員：平成25年度からは総人口は外国人人口を含んでいる。

会 長：では、もともといた方々が人口に入ったということですね。

委 員：2(2)協力会員数の推移及び運転者講習費助成の実績について退会の人数に対して新規の人数が少ない。各団体は新規会員の確保に向けて取り組んでいることがあれば教えていただきたい。

会 長：各団体の取組や行政への要望があれば教えていただきたい。

登録団体：実際の運行を見て、人を乗せて走るの責任が重いと運行に踏み出せないということもあったので、入会される方については講習を終えたあと実際の運行に同乗いただいて研修するという形をとっている。新規の確保についてはドライバーの知り合いに声を掛けて増やしていきたい。

登録団体：団体の規模が小さく、運行も少ないのでスタッフのみで運行している状況。以前は協力会員もいたが運行数が少ないので依頼していない。今後運行が増えたら協力会員を増やさなければならないと思う。

登録団体：新規会員について大きく公募はしていない。これから退会も予想されるので協力会員の方に周りの方に声をかけていただき、講習等を行うことで増やしていきたい。

会 長：おおむね公募等をかければ増えるという認識だと理解する。

審 議 経 過

No. 2

委 員：実施状況はわかったが、移送サービスの実際の対象者がどれくらいいるか推計しないと現在の3団体で足りているかという検証もできないのではないか。対象人口が増えているのに協力会員が減ることは忌々しき問題なのではないか。

事務局：ただ今のご指摘について推計は行われていない。タクシー券や自動車燃料費助成といった制度もあり、どのような調査をするかは今後詰めた。

会 長：まず現状を認識することが大事。便利なことが増えれば利用者の選択も変わるので事務局に検討いただく。

委 員：私自身がハンディキャブを利用している立場。登録団体地球郷は車両が12台あるが、タクシー券の業者に含まれているのか。

会 長：タクシー券がNPOの車の利用に使われているか、事務局からお願いします。

事務局：福祉タクシー券は福祉有償運送とは別の事業。タクシー券は一定の要件に該当する方にチケットを郵送し、タクシーを利用した際にそのチケットを利用できる。一方、地球郷他の福祉有償運送は会員制であり、一般のタクシーより安価に利用でき、運輸局の特別な登録を経て実施している事業。

委 員：登録団体社会福祉協議会のハンディキャブを利用している。運転手の講習の話が先ほど出たが、後ろに乗っていて優しい運転、きつい運転がある。座席に座ると車椅子を固定して乗るのは全然違う。ブレーキの踏み方など癖は直らないと思うが、人を乗せる際にはそういう点に配慮して運転するのが義務だと思う。登録団体社会福祉協議会では定年制があることで、運転の優しい方々が辞めてしまうが、利用する側からしたら年齢は関係ないのではと思う。今日もハンディキャブを利用したが、運転手の質の問題も考えてほしい。新規の協力会員を入れれば済むということではなく、監督する側は定期的に運転手の運転の仕方に乗って体験し、指摘をしてほしい。また、優良の運転手には年齢がきても1、2年猶予を与えるよう検討してほしい。

会 長：運転手の教育がまだまだ足りないという意見かと思う。運転者講習については国が認めた講習を受けることという条件で、区の事務局が関与して徹底している。定期的なチェックは国の制度の中では各事業者が責任をもってやっていくということになっている。事務局から発言はあるか。

事務局：利用者の立場からのご指摘だった。今後も3団体と連携をとりながら安全かつ快適な乗り心地に重点を置いて運転者の指導をやっていくようお願いをしたい。

委 員：先ほど委員がおっしゃったことは移送サービスの本質的な問題を含んでいる。移送サービスは経済的な保障でもあり、移動の保障でもある。国土交通省のタクシーを前提として免許制度を作った。二種免許を持っていない場合、講習を受けることで

審 議 経 過

No. 3

保障しようとしたが、講習と二種免許ではギャップがある。運転技術は二種免許に追いつくかわからず、評価できない。普通の運転手の質を上げるには相当努力しなければならない。イギリス・アメリカ・カナダ・スウェーデンなどは政府や市町村が責任をもって運行し、予算の多くを使い9割方税金その他で1割が自己負担。一方日本はそれとは異なる流れをくんでいるので、委員がおっしゃった問題が顕在化しているのだと思う。改善するためには周辺の質を上げないといけないので今の段階では変えられない現状がある。

会 長：運転手の質については多くの部分が各団体での対応となっているが、本来は行政で質の高い人を選ぶという体制を考えていかななくてはならないという指摘であった。

委 員：移送サービスに詳しいリハビリテーションエンジニアの知人がタクシー運転手と移送サービスの運転手の運転の質を比較したところ、タクシー運転手の方が圧倒的に安全運転であった。移送サービスの運転手が安心安全な運転をするには努力がいる。年齢制限については、優れた人なら72、3歳でもいいが、チェック機能がないため便宜的に70歳くらいとなっている。年齢が上がれば視力や聴力も総合的に低下するので事故の危険性が増す。高齢になると2つ以上のことを一度にできなくなるのでそういったチェックを役所がするのはありだと思う。

委 員：私のところでも70歳をある程度目安にしている。同じ70歳でも人によって動体視力も違うので、70歳のときにチェックをして大丈夫ならそのまま雇用している。チェック機能は必要。

会 長：事務局で検討いただきたい。事業者も新たに認識いただきたい。

(2)「運送しようとする旅客の範囲」に係る変更届について

会 長：登録団体社会福祉協議会より資料第3号について説明いただきたい。

登録団体：資料第3号について説明

会 長：変更届という書類がついているが、規則で対象者が4つに分類されていて「その他」が加わったということを運輸支局へ届出をしたことについて事後確認いただくことが重要。また、その方々の具体的な内容の紹介をいただいた。ご意見等あるか。

委 員：今までの登録は身体障害者と高齢者だけだったが、事業の対象者も同じだったのか。

登録団体：事業の対象者は「車椅子・ストレッチャー利用の方」としていたので圧倒的に身体障害者と高齢者が多かった。「その他」に該当する方はいなかった。

委 員：今回二人の方から相談があったとのことだが今後も「その他」の方を対象とするのか。

審 議 経 過

No. 4

登録団体：今後にご相談いただいた際にご本人の状況等を勘案し、福祉的ニーズの高い方は対象としたい。

委員：今の話を聞き心強く思う。必要とする方から相談があったら制度を利用できるよう取り計らっていただきたい。

会長：これまでの対象者ではカバーできない事態に対応していくということかなと。

委員：今後認知症の方が増えていくと思うが、地域でどうやって見守っていくかが大事な課題で、今までの移送サービスの流れでは考えられなかったと思う。「その他」に近いところがあるが少し違うということで断るケースが出てくると思うので、扱い方を区で検討した方がよい。見守りの部分と移動の部分をつどのような関係にするか。「その他」についても見守りと移動が複雑に絡み合っているので重要な課題だと思う。

委員：重い指摘。今後認知症は増えるので、これまで考えていたレベルでは対応できない。増えてきたときにいかに移動していただくか、日常生活を支障なく過ごしていただくか。そういったまちづくりが必要。まだ手探り状態だが区として考えていきたい。

(3) 自家用有償旅客運送に係る事務・権限移譲の動きについて

会長：東京運輸支局より資料第4号について説明いただきたい。

委員：資料第4号について説明

会長：質問等はあるか。

委員：手を挙げないところはどうかを危惧している。豊島区の自家用有償旅客運送の3団体以外の安かろうというような業者が入ってくるのではと運送業者としては危機感を感じている。

委員：私たちは全体の均衡を保てるよう行政指導をしており、1つ1つの市区町村の業務は行っていない。権限移譲により市区町村単体での運営となった場合、違う道に逸れてしまう場合もあるので現状どおり連携しながら行なっていきたい。

会長：ほかにはいかがか。

委員：権限移譲についてはやってもやらなくてもいいという立場。なぜかというところ、地域公共交通をどうするか考えたとき、地域公共交通会議が存在する一方、福祉有償運送運営協議会は福祉部局が担当している。福祉部局は障害者や高齢者については専門だが、交通については専門ではないため、権限移譲して運営するには無理がある。都市計画や交通部局が地域公共交通会議と合体し、そこで権限移譲を受けるなら、事故の場合は交通部局が対応し、障害者や高齢者は福祉部局が対応するという構図がとれると思う。東京や神奈川では運輸は交通部局なのに福祉部局が担当し、たす

審 議 経 過

No. 5

きがけの状態。多くが厚生労働省関係の事業なのに、1つ運輸に関する事業が入っている中で権限移譲を受けたとき、担当者はきつい。地方分権化は無視できないので地域公共交通会議のメンバーを相談し、福祉有償運送運営協議会をその分科会とする方法がある。人材的に弱いので腰がひけるのは当然。地域公共交通会議と組んで国土交通省の予算も一部使い、障害者や高齢者のモビリティを守っていくという流れがあれば芽があるが、権限移譲だけでは芽がほとんどない状況。庁内でご相談いただきたい。

会 長：質問だが、資料第4号3枚目のスライドの権限移譲による効果に「地域の実情に応じた創意工夫による移動手手段の確保」とあり、地域公共交通のレベルで考える必要があると思うが国は具体的なイメージはあるか。

委 員：本省から指示も来ていないし、イメージもできていない状況。なぜかというとは私は福祉有償運送運営協議会に出させていただくが、地域によって考え方が違うというのは都内でもかなりある。全体を見据えて私どもが「ここはこうしたらいい」と助言できたらいいが、現状ではそこまでできない。

会 長：権限移譲の制度はこのように動いているという紹介であった。この場で皆様に周知できたということにさせていただきたい。

(4) その他

会 長：委員から何かあればご発言いただきたい。意見がないようなので本日の議事を終了させていただく。今後の日程について事務局から連絡がある。

事務局：来年度は更新登録がないので基本的に協議事項はないが、豊島区の福祉有償運送を取り巻く状況や各団体の運営状況を報告したいので来年の秋頃を目途に開催したい。

会 長：それではこれで平成26年度福祉有償運送運営協議会を終了させていただく。

<p>会 議 の 結 果</p>	<p>登録団体の「運送しようとする旅客の範囲」の変更を承認する。</p>
<p>提出された資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○資料第1号…豊島区福祉有償運送運営協議会（平成25年度第1回）会議録 ○資料第2号…豊島区における実施状況 ○資料第3号…自家用有償旅客運送に係る登録事項変更について（豊島区民社会福祉協議会） ○資料第4号…自家用有償旅客運送事務・権限の移譲に関する資料 ○資料第5号…豊島区福祉有償運送運営協議会委員名簿

審 議 経 過

No. 6

	○資料第 6 号…豊島区福祉有償運送運営協議会設置要綱
その他	